

法人設立（届出など）の方法

富澤一樹 日本労働者協同組合連合会センター事業団 法施行準備室

こんにちは。只今ご紹介にあずかりました、NPO 法人ワーカーズコープの法施行準備室の富澤と申します。よろしく申し上げます。

本日は、労働者協同組合の新規設立の流れと、NPO 法人からの組織変更に係る届出のことについてご説明させていただきたいと思っております。なるべく具体的な流れを追っていきたく思います。20 分ではだいぶ早口になってしまいますが、この学習会の様子は埼玉県ホームページでも公開されるそうですので、後ほど参考にさせていただくか。また、この説明会の終了後に個別相談会もあると伺いましたので、そちらも是非利用して頂きたいと思っております。

（スライド P2）

早速ですが、このスケジュールの流れ（新規設立のスケジュール）ですね。2022 年の 10 月 1 日、ここが労働者協同組合法の施行日になりまして、ここから順に発起人のすべきこと、創立総会の案内、公告と言った具合にやるべきことを分けておりますので、この順番で伝えていきたいと思っております。

（スライド P3）

では最初に、早速発起人のすべきこと。労協組合の新規の設立について、まずは発起人、つまり組合員になる意思のある方が 3 人以上集まることが必須です。NPO 法人の設立には最低でも 10 人以上が必要ですから、人数の要件は低いと言っていると思います。ここに集まった人たちで、定款、事業計画、収支予算を作成していきます。それから、役員つまり理事・監事の案。これは創立総会で議決するものですが、この段階で案を固めておくと総会を円滑に進められると思っております。

（スライド P4）

では定款についてですが、定款は会社の憲法によく例えられまして、それだけ非常に重要なものになります。この定款には必ず記載しなくてはならない、これが漏れてしまうと定款が無効になってしまうという絶対的記載事項と呼ばれるものがありまして、労協法はこの 15 項目を定めています。

重要なことですが、一般社団法人や NPO 法人といった法人ですと、ホームページなどから比較的気軽に定款の参考例というものを見ることができます。だが、労協組合の場合は現在のところ、そういったサンプルのようなものがございません。

それから、株式会社や一般社団では存在する、公証人役場での認証という過程は存在しません。ですので、公証人役場に支払う手数料や印紙代といったものは発生しない。発生しない

のですが、一方で記載に漏れがないかといったところをチェックするといった行程は存在しないので、自分たちでよく確認をする必要があるということが言えます。例えば、お付き合いのある司法書士や行政書士の先生がいるとか、あるいは自分たちだけではどうしても不安だという場合には、もちろん無料ではありませんが、そういった士業の先生たちの力を借りるということも検討する必要があります。

事業計画や予算については、特別に資料は作っておりませんが、これは後で述べる創立総会で議決を得なくてはならないものですし、適当に作った計画予算で事業を始めてしまうというのはリスクのあることです。これも集まった人たちで当然ですが、十分に話し合う必要があります。ただ、あまり楽観的でもよくありませんが、楽しい夢のある計画にして欲しいな、と思っているところです。

それから収支予算ですね。収支予算をつくるということは当座に必要なお金もここで見えてくるということです。外部の方からよくある問い合わせで「出資金はいくらぐらいに設定するのが良いでしょうか？」というものがあります。これは組合員の方々はいくらぐらいならば拠出できるか、それから組合員を何人くらい集めることができるのか、加えて事業が軌道に乗るまで概ねどのくらいのお金が必要かということも重要になってきます。ですから、この収支予算は非常に大切なものです。

それから、物品の購入や事業所の契約でお金が出ていくということは、確かに痛いことなんですけれど、地域の方にこれからどんなことを行うのかということを知ってもらい非常に良いチャンスでもあります。どのような事業を行うかにもよりますが、地域の方を巻き込んで、願わくば誰でも気軽に立ち寄れるような、組合を作りたいと思います。

(スライド P5)

では、ここまで準備ができれば創立総会の準備になります。この 23 条には、創立総会に当っては公告が必要であるということ。その創立総会の 2 週間前には公告しなければならないことが書かれています。ここで大事なのは、「当該事務所の店頭に掲示する方法のほか、官報や新聞に記載する方法」と書かれている点です。つまり、事務所が決まっているのであれば、事務所の前に張り紙をすればいい形でも代えられます。なので、必ずしも官報や新聞という手段は必要ありません。実務上、この設立の段階で官報申込みをするというケースは案外少ないのではないかと思います。

(スライド P6)

では、創立総会ですね。定款の承認、事業計画・収支予算の議決、役員選挙、議事録の作成といったことを行っていきます。ここで注意しなくてはならないのは、代表理事はこの創立総会で選出をするわけではありません。創立総会で選挙されるのは、あくまでも役員、理事、監事の人として、ここで第 1 回目の創立総会の後、第 1 回目の理事会で、理事の中から代表理事を選任するという流れになります。

第1回目の理事会を創立総会と同じ日に行うのは差し支えありません。ただし、理事会についても、議事録が必要な点は注意です。

(スライド P7)

創立総会が終わると、出資金の第1回目の払込です。今まで発起人として事務を執り行ってきた人は、選出された理事に事務を引き継ぎます。もちろん発起人がそのまま理事になるのは問題ありません。事務を引き継いだ理事は、組合員の人たちに第1回目の出資金の払込をしてもらいます。

(スライド P8)

出資金の払込はなかなか慣れないとピンとこないかなと思いましたので、資料を作っております。この段階では、まだ設立される労協組合には預金通帳というのは作りたくても作れません。登記がまだですから。ですので、発起人のうち代表となる方の個人の通帳を作って、そこに各組合員の人たちから出資金を振り込んでもらう。こういう流れになります。無事に払込みが終わったら、この資料のように通帳のコピー等を添付して、出資金払込証明になるものを作るんですね。このスライドは合同会社を設立するときの手引から拝借しております。労協組合において、このような厳密な払込証明は必要になるかどうかというところは、まだ不確定なのですが、お手本としてこのようなものをつくるということしておく分には良いかと思います。

(スライド P9)

定款と払込証明書などができたら、いよいよ設立の登記ですね。法人の設立登記は、よく人間の出生届などに例えられまして、「組合は主たる事務所の所在地において設立の登記をすることによって成立する」と(法に)書かれている通り、非常に重要な行程です。この説明会の前に、埼玉の地方法務局に労働者協同組合の設立登記に必要な書類はどんなものがあるか、お尋ねをしたのですが、8月半ばの段階で労働者協同組合の登記に関する細かい資料は、まだ本省、つまり法務省から細かい資料が来ていなくて、10月1日の施行日直前の1、2週間前には何かしらの資料が来ると思う、という回答をもらいました。ですので、ここに書いてある登記に必要と思われる書類などは、まだ推測の域を出ないものです。ですが、一つ大事なことというか、確実に言えるのはここですね。設立の登記の申請書は法人印を押したものでなければ、当然いけませんので、この段階までに少なくとも法人印を用意しておかなくてはなりません。

(スライド P10)

それから、創立総会の議事録は施行規則の4条に則ったものとありまして、4条の中身はこの①～⑤です。いずれも議事録を作る時に当然に記載するものと言ってよいですが、ここに

則った議事録を作るという点は注意が必要です。

(スライド P11)

法務局で登記を終えましたら、今度は行政庁、この場合は都道府県に対して成立後2週間以内に届出を行います。埼玉県の場合ですと、窓口は決定していきまして、産業労働多様な働き方推進課様のもとに届出をすることになります。

届出には、登記事項証明書、定款、役員名簿といった書類と、あとは、ここの様式第一による届出書というのは、どこのどんなものかという点、厚生労働省のホームページから現在ダウンロードができるようになっています。

厚生労働省のホームページは、この届出の他にも逐次更新されていっているようですので、この点に限らず是非参照して欲しいところでもあります。

この登記事項証明書ですが、今回資料には用意してごさいませんが、この後例えば、税務署であったり、埼玉県県政事務所、年金事務所、ハローワークといったところで、あらゆる届出をするのに必要なものになります。だから、会社設立の手引を見ると、必ず書いてあるんですけど、登記事項証明書を取得できるようになったら複数取得しておきましょうということが書いてありますので、労協組合の設立も同じことが言えます。

設立の流れについては、一旦ここまですることになります。厳密には先程触れたような、税務署や年金事務所への届出というのものもあるのですが、今回 NPO から労協組合への組織変更についても触れなくてはいけませんので、ちょっと一旦ここまでと致します。

(スライド P12)

これが NPO から労協組合への組織変更をする場合のスケジュール表です。労協法の附則ができるまでは、NPO 法人を別の法人格に変更しようとしても、組織変更という手立ては存在しませんでした。一旦解散して、また新設をするという過程を経るしかありませんでした。ちょっと余談ですが、NPO から組織変更ができることを伝えると、税理士さんのような士業の先生でさえ、「そんなことできるのですか?」と驚かれることがあります。そんなイレギュラーを実現させることになりますから、新規設立に比べると変更の行程は若干複雑になります。

(スライド P13)

組織変更の概要は、何と言いましても期限があることに注意です。2022年10月1日の施行日から起算して、3年以内に行わなくてはいけないこと。それができる組合は NPO 法人と企業組合に限られるということ、この点に注意です。

(スライド P14)

早速ですが、社員総会の案内というところに触れていきます。この組織変更に当っては、社

員総会で議決を得なくてはならないですが、これについては NPO 法が準用されていて、社員総会の招集の通知は総会の少なくとも 2 週間前に、その目的である事項に加えて、組織変更計画と定款を示し・・・ということが書かれています。つまり当然のことながら、社員総会の案内を送る段階で組織変更計画と定款を既に完成していて、合わせてお送りしなければならぬということになります。

(スライド P15)

では、組織変更計画というのはどういうものなのか。ここに表示されているような 6 つの項目が NPO からの組織変更の場合存在します。これらについて、組織変更総会で承認を得ることが必要です。新規設立の時と違って、発起人から理事への引き継ぎ、といった行程はありません。

右側に組織変更計画を画面コピーでくっつけているのですが、これはあくまで法務局のホームページから引っ張ってきた、株式会社から持分会社、あるいは持分会社から株式会社といった組織変更、つまり一般的な組織変更計画書です。ですので、このまま使うわけにはいかなくて、労協法の施行に従って、きちんと専用の新しい書式ができるのか、あるいは既に法務局のホームページから取れるこういった組織変更計画書を流用して作って下さいと言われるかは、まだ不明なところであります。

(スライド P16)

定款についてですね。第 29 条第 1 項というのは、新規設立のところで触れた絶対的記載事項の 5 項目を指しています。組織変更した労協組合の場合、組織変更時財産額、特定残余財産の処分に関する事項、この 2 つを定款で定めなくてはならない旨が書かれています。組織変更時財産額というのは、簡単にいえば、組織変更前 NPO 法人時代に築いてきた、いわゆる繰越利益剰余金のことを指します。特定残余財産というのは、組織変更した労協組合が解散となってしまった時に、なお残っている組織変更時財産額のことを指します。この 2 つはやや難解なんですけど、組織変更にあたって最も大切な部分だと言えます。今回 20 分という時間では、ちょっとこの点に触れることができませんでした。組織変更を検討されている NPO 法人の方で、この点がちょっと不明だという方がいらっしゃいましたら、冒頭でお話をした個別相談会などを是非利用してほしいと思います。

(スライド P25)

それから、ちょっと順番が前後してしまいましたが、Web 参加の方もですね、現在厚生労働省で労働者協同組合法相談窓口、こういう相談に対応していただける窓口もありますので、こちらを活用し、不明点は極力無くして、設立や組織変更に臨んでほしいと思います。

(スライド P17)

組織変更の概要について、ここは先に話した内容ですね。組織変更するためには、組織変更計画の承認を得なければならない。総会の決議はNPO法に記載されている社員総会の議決が準用されること、総社員の3/4の賛成というところですね。これらが準用されていることが記載されています。

(スライド P18)

新規設立で公告といったときに、事務所に張り紙をするといった形でも大丈夫、とお伝えしましたが、組織変更の場合は官報に公告と明記されている点に注意です。組織変更の場合は張り紙といった簡易な方法ではダメで、官報の申込みが必要になります。官報の申込みは、現在ではインターネットでできるところが複数ありますが、身近なところで言いますと、浦和駅にほど近い須原屋さんで官報を申し込むことができます。ちょっと画面コピーを貼っておりますが、こういった埼玉官報販売などと検索をしますと、ページが出てきまして、問い合わせフォームがございまして、不明点はここで尋ねてみられてもよいかと思えます。それから公告の他にも、NPOから組織変更をする場合は、今までの取引先や事務所の大家さん等々、そういったところに丁寧に案内をすることも必要です。何よりも普段使用している通帳の名義等も変更になりますので、この案内を蔑ろにしていると、取引先からお金を払い込む時に、「名義相違などでできなかった」と、言われてしまうおそれもあります。組織変更に向けては会議を重ねて、やるべきことを一つ一つ洗い出すという作業が必要です。それから、公告、債権者に向けてするものですから、財務の状態がわかるものということで貸借対照表が必要になってきます。これはいつの時点かと迷うことがあると思いますが、基本、財務諸表は終了した事業年度のもの。変更や修正の余地のないものでなくてはなりません。ですので、前年度のものとなります。

(スライド P19)

出資金の払込は特に変わらないです。

(スライド P21)

行政庁への届出は、新規設立の場合は多様な働き方推進課様だけでしたが、組織変更の場合にはNPOの担当窓口と、労働者協同組合の担当窓口、多様な働き方推進課様ですね、この2つに届け出る必要があります。この点には注意です。

では、だいぶ駆け足になってしまいましたが、組織変更を検討されているNPOの方、あるいは新規設立でちょっと不明点がある方は、是非この終了後の個別相談会を利用してほしいと思います。

(スライド P25)

ちょっと繰り返しになりますが、こちらの（厚生労働省）相談窓口も是非利用していただき、とにかく不明点はなくした状態で設立や組織変更に臨んでほしいと思います。

以上で説明を終わります。どうもありがとうございました。